

お客様本位の業務運営に関する方針

チャタム・フィナンシャル・ピーティーイー・リミテッドは、金融庁が2017年3月30日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、以下の方針を定めるとともに、取組み状況を定期的に確認し、見直しを行います。

1. お客様の最善の利益の追求について

当社の役職員は、高度の専門知識と職業倫理を保持し、誠実・公正に業務を行うことにより、お客様の最善の利益を追求するようにいたします。

2. 利益相反の適切な管理について

当社は、お客様に助言を行おうとする際、当該助言に伴い、お客様との利益相反が生じる可能性があるかを検証し、利益相反が生じるおそれがあると認めたときには、お客様にその旨を開示するなど、お客様の利益が害されることのないように対処します。

3. 手数料等の明確化について

当社は、助言の対価として受領する報酬を書面に明記し、お客様にご説明します。

4. 重要な情報のわかりやすい提供について

当社は、助言の対象となる金融商品や金融取引に関する情報を分かりやすくお客様に提供するとともに、お客様に不利益な情報も積極的に開示することにより、お客様に重要な情報を提供いたします。

5. お客様にふさわしいサービスの提供について

当社は、お客様にヒアリングを実施し、当社の助言によりお客様が達成したい目的を正確に把握することを通じて、適切な内容の助言を行うようにいたします。

6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について

当社は、役職員がお客様の最善の利益を追求するための行動をとるよう、役職員に対し、金融商品取引法のコンプライアンスに関する社内研修を実施するようにいたします。